

第7回小型航空機等に係る安全推進委員会議事概要

日 時：令和元年12月12日（木）10：00～12：00
開催場所：国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階特別会議室

○：委員からの主なご意見・ご指摘
オ：オブザーバーからの主なご意見・ご指摘
→：事務局回答

1. 小型航空機等による航空事故等の発生状況（資料1）

〔全般〕

○ これまでの取組が小型航空機等の事故の低減に繋がっており、今後とも取組を継続すべき。

〔長野県消防防災ヘリコプター墜落事故に関する調査報告書への対応関係〕

○ （運輸安全委員会からの意見を踏まえて作成した）パイロットの医薬品の使用に関するリーフレットは、非常にわかりやすく作成されており、是非活用・浸透を図ってほしい。

〔奈良県の小型航空機墜落事故に関する安全勧告に対する対応関係〕

○ 今後、航空機の型式限定の設定に関する考え方を検討することのだが、米国では当該事故の型式機はコンプレックスカテゴリーと扱っているなどを行っているところ、どのような考え方で進めていくのか。

○ 型式限定を新たに追加することとなった場合には、技能証明試験も必要になってくるところ、試験の受験環境についても考慮が必要。

→ 型式限定の設定の見直しに当たっては、欧米制度も参考にして検討していくこととなり、その際には技能証明試験やそれに必要な訓練・審査との関係も考慮することとなる。いずれにしても、まずは新たな型式機への移行に当たって必要な教育訓練の指針を示して、その実施を促すことから始めていきたい。

2. 小型航空機等の安全性向上に向けた取組状況及び今後の方向性（資料2）

〔今年度の安全啓発動画の作成方針関係〕

○ 回転翼航空機の安全啓発動画に関し、つり下げ輸送中の物件落下をケーススタディとして取り上げることのだが、物件輸送は運航者だけでなく荷主の役割も重要であり、荷主を含めた関係者にも注意喚起を図ってほしい。

→ 安全啓発動画については、前回と同様にSNSも活用して幅広く拡散できるようにしていく予定であり、ご指摘の荷主を含めた関係者にも周知を図っていきたい。

オ つり下げ輸送に関しては、各社独自の取組みを進めているところもあるので、安全啓発動画の作成にはその点にも配慮頂きたい。

→ 安全啓発動画の作成に当たっては、前回と同様に関係団体とも緊密に連携して対応することとしているので、ご指摘の点についてもご意見を伺いながら進めていきたい。

〔更なる安全情報発信強化の取組関係〕

オ 航空局は欧米当局の教材等を活用していくとのことだが、欧米の関係団体においても有益な教材を作成しており、我が国の関係団体において当該教材を和訳したものを作成している。このような教材も是非共有・発信すべきと考えているがどうか。
→ 大変前向きなご提案を頂き感謝。各関係団体で独自に作成した教材や安全情報等についても連携して発信することが有効だと考えているところ、今後、具体的な教材等をお示し頂ければ共有・発信のための対応を検討していきたい。

〔特定操縦技能審査制度の実効性向上に向けた考え方関係〕

- 特定操縦技能審査のチェックリストを作成することは非常に有効であると考えている。一方で、審査基準とチェックリストの関係は今後整理すべきではないか。
→ 現在作成しているチェックリストについては、現行の審査基準の内容を反映したものとなっている。一方で、今後の取組として、効果的な審査内容・手法の検討・見直しを進めることとしているところ、その際に審査基準の必要な見直しをし、チェックリストにもその内容を反映していくことになると考えている。
- チェックリストが数ページもあるので、航空機内で審査中に書き込むのは難しい場合も想定されるところ、審査後に記入することを認めるなどの柔軟な運用も認めることはできるのか。
→ 今般のチェックリストが数ページに及んでいるのは、審査内容・手法・判断基準を漏れなく記載しているためであり、その趣旨・目的は、審査の平準化と審査の記録作成・保存の2つである。運用上、効率的にその趣旨・目的が達成できるよう引き続き関係団体とは相談していきたい。
- 昨今の飲酒事案を受けてアルコールに関する知識を審査項目として追加したとのことだが、チェックリストにも反映されているのか。
→ 口述審査（最近の変更点の項目）において、飲酒基準を必須確認項目として明記している。
- 操縦技能審査員に対しても安全意識や法令遵守の徹底が必要だと思うが、例えば関係団体に有益な資料等を提供して周知を図るようなことはできないのか。
→ 操縦技能審査員に対しては国の定期講習を2年毎に受けることを義務づけているところ、その充実・強化が必要であると考えているが、それに当たっては、関係団体の協力も不可欠であると考えており、講習資料の作成に当たっての連携や共有なども検討していきたい。

〔消防防災ヘリコプターの安全対策関係〕

- これまで消防防災ヘリコプターの運航者は安全確保と救助活動の狭間にあったが、今般の運航に関する基準の見直しにより、安全確保を優先することを明記したことは評価できる。
 - （消防防災ヘリコプターの運航に関する基準を見直し）2人操縦士体制を求めることとなったが、特に古い機種では計器が片側にしか配置されていないなど2人乗務に対応していない場合もあるので、その点についても考慮が必要。
 - 2人操縦士については、機長が操縦不能となった場合の代替というよりも、運航中における監視の強化を目的としたものであるという理解である。
- オ 消防防災ヘリコプターに関し2人操縦士体制を求めることは評価するが、その場合にはCRMも重要になってくるので、CRM訓練についても求めていくべきではないか。また、シミュレータを用いた緊急操作訓練については、操縦士だけでなく

同乗クルーにも求めていくべきではないか。

オ 今般、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準を制定し、2人操縦士体制を求めることとなったところ、ご指摘の点も踏まえ引き続き安全確保に取り組んでいきたい。なお、CRM訓練については既に当該基準に規定されている。

〔超軽量動力機等に係る安全対策関係〕

○ 超軽量動力機についても安全対策の推進が急務とのことだが、飛行機や回転翼航空機とは異なる形態であるところ、超軽量動力機に対する国の関与に関する考え方を教えて頂きたい。

→ 超軽量動力機は、航空法上、航空機の一類型であるものの、通常の航空機に対する技術基準（耐空証明や技能証明）を適用することは困難であり、機体や操縦者等に係る飛行許可で対応しているところ。このため、飛行許可を発出する立場である航空局としても、許可が適切に取られているのか、許可の条件に従って安全に運航されているのか等について、まずは実態把握からはじめて、更なる対応を検討する必要があると考えている。

〔自家用運航者等に対する飲酒対策関係〕

オ 国管理空港においては、国の職員が抜き打ちでアルコール検査をすることだが、その際には国の職員であることを示す身分証等の提示があるのか。

→ 抜き打ちアルコール検査については現在準備中だが、ご指摘の点も踏まえて実施手順を検討していきたい。

〔簡易型飛行記録装置（FDM）の実証実験関係〕

○ 簡易型飛行記録装置の搭載促進に当たっては、認証基準・手続きの簡素化は重要であり、是非検討を進めていただきたい。

→ ご指摘の通りであり、整備士確認を認めるなどの検討を進めてまいりたい。

オ 当社においても簡易型飛行記録装置をヘリコプターに搭載しているが、エアライン機と違って飛行パターンが決まっていないので、飛行データの分析は難しい部分がある。

以上